

河合町障がい者活躍推進計画

機関名	河合町
任命権者	河合町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	令和6年現在、障がい者の法定雇用率を達成している。 この状態を維持するためには、現在任用している障がい者が定年等により退職する場合に備えて、障がい者を計画的に採用する必要がある。 なお、障がい者である職員が活躍するために、適宜体制整備に努めることとする。
目標	
1 採用に関する目標	（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率 3.86%（法定雇用率 2.80%） 算定基礎人数 246人 障がい者数 9.5人 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	雇用された障がい者が定年（任期满了）まで勤続することを目指す。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として人事担当課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口は人事担当課職員とする。 ○障がい者職業生活相談員として人事担当課職員を選任する。 ※人事異動等により、当該選任しようとする者が資格要件を満たさなくなった場合には、奈良労働局などが開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を速やかに受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価（勤務内容評価シート・面談）などを通じて、障がい者である職員が必要とする配慮を把握し、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないことを原則とする。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 ○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○障がい又は疾病を理由とした時差出勤、早出遅出勤務、休憩時間の弾力的な時間管理制度を検討する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。